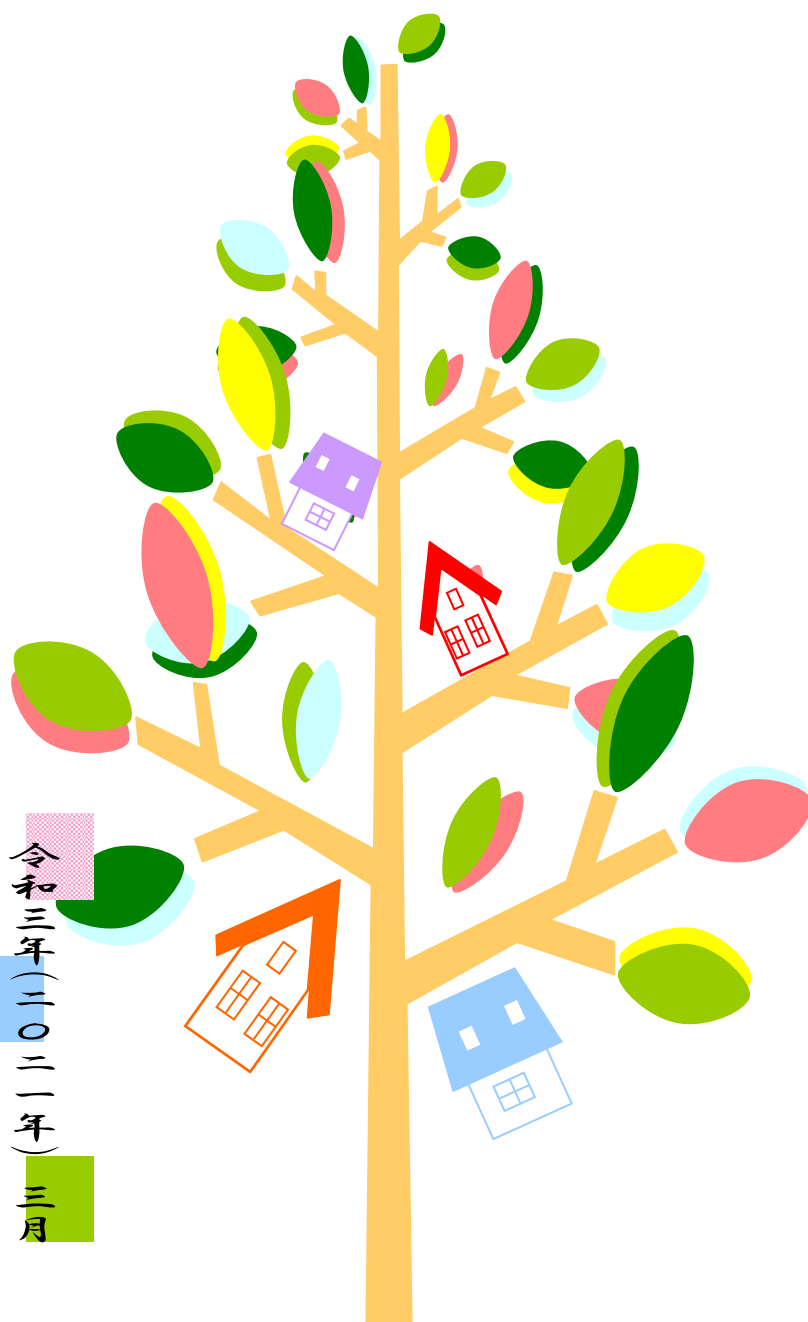


秦野市みどりの基本計画（概要版）

緑が育む 水とみどりあふれる ふるさと秦野

平成19年度(2007年度)－令和7年度(2025年度)



令和三年(二〇二一年)三月

秦野市

目次

第1章 計画策定	・・・1
◆みどりの基本計画とは ◆改定のポイント ◆生物多様性地域戦略 ◆生物多様性地域連携保全活動計画 ◆「緑」と「みどり」の定義 ◆計画の位置づけ・目標年次	
第2章 みどりの現況及び課題	・・・2
◆みどりの現況 ◆里山 ◆緑地の状況 ◆緑の課題	
第3章 計画の推進	・・・3
◆みどりの将来像 ◆計画の目標 ◆総合的な緑地の配置計画 ◆緑地の種類 ◆保全配慮地区 ◆緑化重点地区	
第4章 秦野市生物多様性地域戦略	・・・4、5
◆生物多様性とは ◆地域戦略の目的 ◆生態系サービス ◆外来種 ◆生物調査 ◆今後の取組み	
第5章 計画の推進体制	・・・5
◆計画の推進 ◆計画の見直し	



2050年「温室効果ガス実質ゼロ」に向けて

本市では、地球温暖化を防ぎ、市民共有の財産である「水とみどり」を未来へ引き継ぐため、令和3年第1回定例会（令和3年2月26日）の施政方針において、2050年にカーボンニュートラル※1を目指す「ゼロカーボンシティ※2」を表明しました。

※1「カーボンニュートラル」

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

※2「ゼロカーボンシティ」

2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

第1章 計画策定

◆みどりの基本計画とは

秦野市の緑の保全・再生・創出、生物多様性※に関する取組みを記した計画です。
※「生物多様性」
P4を参照

◆生物多様性地域戦略

生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のことです。

◆生物多様性地域連携保全活動計画

里山などを保全管理している団体等の連携を促進するための法律「生物多様性地域連携促進法」に基づき、里山などを保全管理している団体等が連携して、生物多様性を保存するための活動に取り組むための実行計画のことです。
(本市は、平成16年度の環境省が選定した「里地里山保全再生モデル事業」を受け、平成26年3月に策定済)

◆計画の位置づけ・目標年次

- 計画の位置づけ
「秦野市総合計画」を上位計画とし、「都市マスタープラン」、「環境基本計画」等の関連計画と整合を図っています。
- 目標年次
令和7年度まで

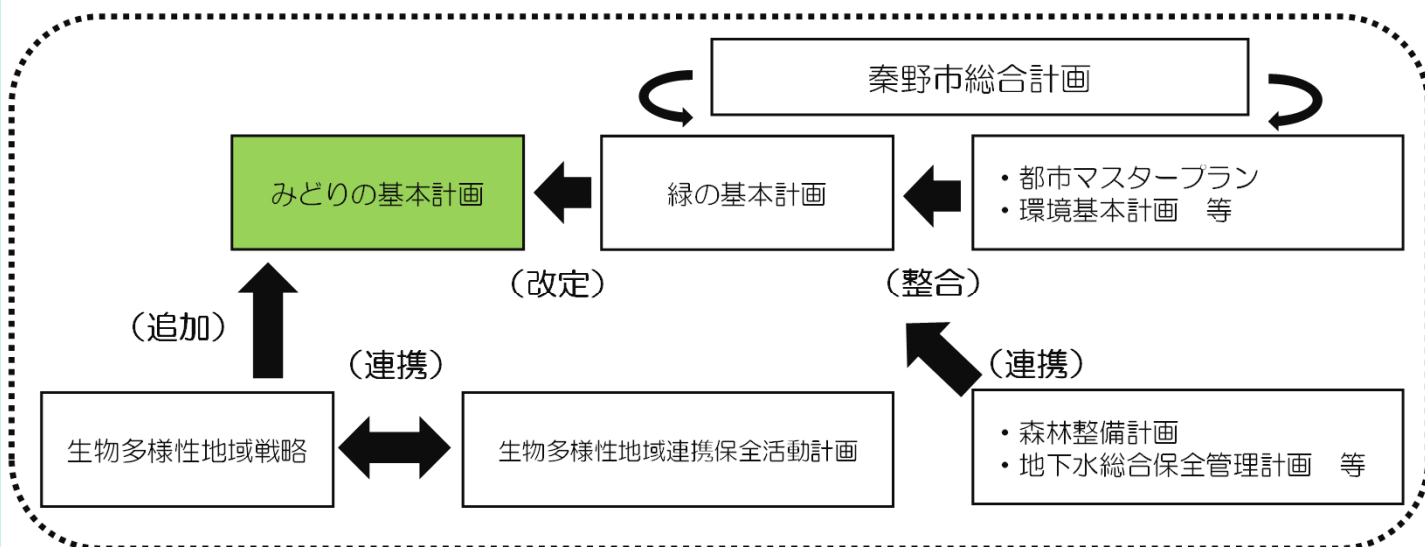
◆改定のポイント



- 秦野市の緑地の保全・再生・創出に関する取組みをまとめた「緑の基本計画」に、生物多様性への取組みである「生物多様性地域戦略」を追加しました。
- 「緑の基本計画」策定当初（平成20年）から変化している緑地の整合を図りました。
- 緑の保全・再生等を目的とした「緑の基本計画」に「生物多様性地域戦略」を追加したため、緑地を表す「緑」から、生物（人も含む）の生息する環境を表す「みどり」を用いた「みどりの基本計画」に名称を変更しました。

◆「緑」と「みどり」の定義

- 「緑」とは、都市公園や公共施設緑地等の緑地そのもののことです。
- 「みどり」とは、樹林地や水辺等の自然が豊かで、動植物が生息し、自然と人が共存する環境全体を表現しています。



第2章 みどりの現況及び課題

◆みどりの現況

- 丹沢山地
二次林やスギ・ヒノキの人工林が大半を占めています。本州産の獣類のほとんどが生息しているため、野生生物の宝庫と言えます。
- 里地里山
かつては薪炭などの供給源として、生活と密着した雑木林で、市街地を取り囲むように存在しています。二次林や湧水を利用した谷戸田等の水辺には、希少種が生息しています。
- 水辺
名水百選「秦野盆地湧水群」に選ばれ、地域住民に親しまれている今泉湧水池を水源とする水辺があり、市内には四十八瀬川等の6河川が流れています。
- 生物
身近に観察できるホタルの生息地が市内に残っているため、環境省「ふるさといきもの里」として選定されています。

◆里山

標高300m未満、人里に隣接している森林で、人の手入れにより積極的に保全再生をする地域です。

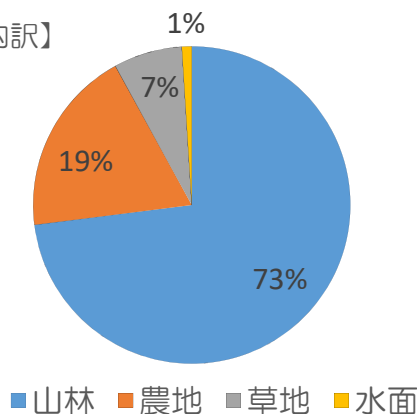
本市での里山の面積は、森林面積5,450haの内、約1,130haです。

名 称	面積 (ha)
針葉樹	221
広葉樹	888
竹	21
合計	1,130

◆緑地の状況

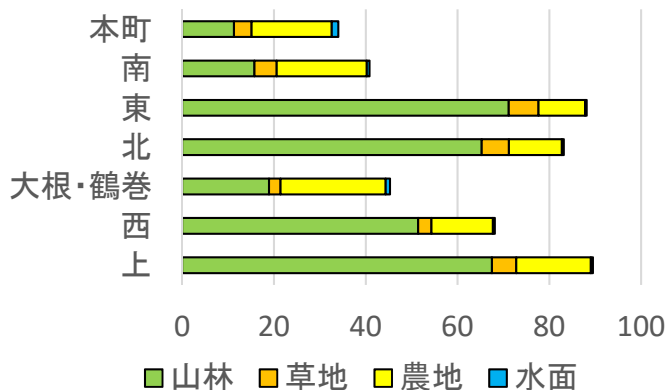
- 市全域面積10,376haの内、緑地面積は7,577haです。約73%が緑地となっています。

【緑地の内訳】



- 地区別の緑地については、国定公園や自然公園の区域を含む、東、北、西、上地区の緑地率が、他の地区に比べ高いです。

【地区別の緑地】



◆緑の課題



- 緑の減少
市街地の拡大による樹林の減少、林業や農業の低迷による健全な森林の減少。
- 都市公園の充足度
小規模な街区公園が多く、中規模な近隣・地区公園が不足し、市内の配置バランスに偏りがあります。
- 緑の分断
街中の農地等の宅地や河川改修によって、点在する緑と面的な緑をつなぐ「みどりネットワーク」が分断されています。

- 災害の要因
林業や農業の低迷によって、人工林や二次林が荒廃し、森林が持つ治山治水能力が低下しています。
- 市民参加
緑の保全と育成には、市民一人ひとりが、その重要性を理解し、実践していくことが必要です。また、NPO・学校・企業等の積極的な関わりが求められます。

第3章 計画の推進

◆みどりの将来像

「緑が育む

水とみどりあふれる

ふるさと秦野」

自然と人が共生するみどりを目指し、身近な街の緑とともに丹沢山地及び渋沢丘陵、里山などの市街地を取り巻く緑を守り育てていきます。

◆計画の目標

■ 都市計画区域面積（10,376ha）の約74%の緑地の確保を目指します。

令和7年の緑地目標量	市街化区域	都市計画区域
	15% (約368ha)	74% (約7,639ha)

■ 緑化の推移

年次	平成18年	平成30年	令和7年
緑化面積(ha)	7,620.42	7,606.09	7,638.94

◆総合的な緑地の配置計画

■ 骨格的な緑地の配置

丹沢山地や渋沢丘陵、水無川等の河川空間などを骨格的な緑地として位置づけます。

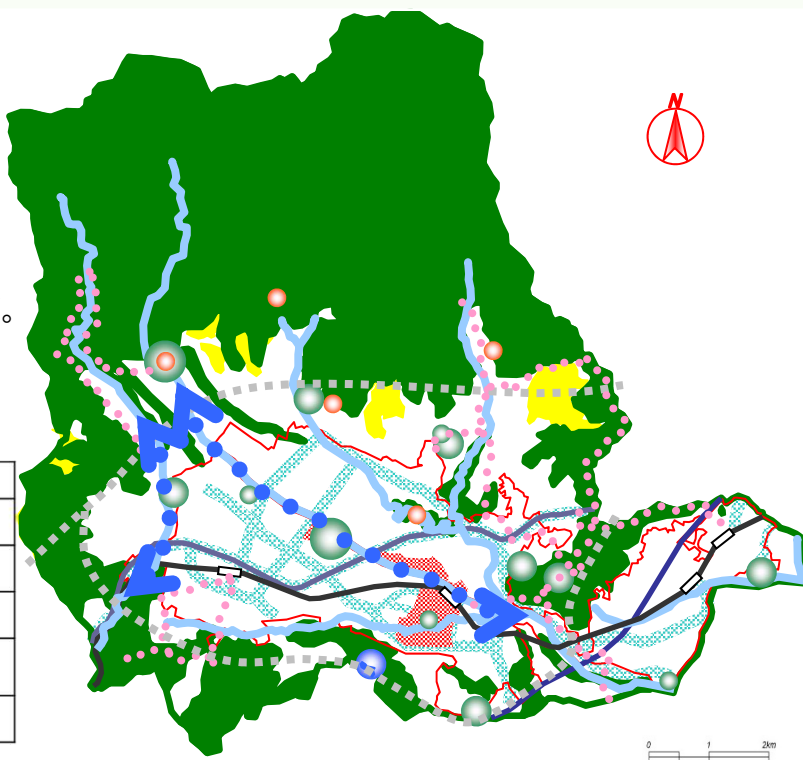
■ 水と緑のネットワーク

生物多様性を確保するため、市街地に点在する樹林・農地水辺等と丹沢山地・渋沢丘陵とのネットワーク化を図ります。

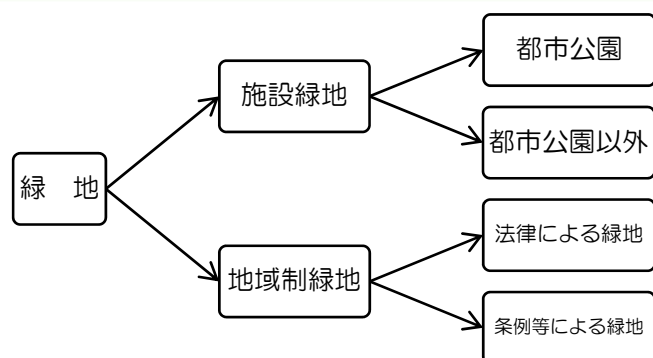
■ 緑地等の均衡ある配置

市全体で均衡ある都市環境が形成されるよう、バランスに配慮します。

凡例			
	骨格的な緑地（樹林地）		都市公園
	骨格的な緑地（河川空間）		公共施設緑地
	水と緑のネットワーク（生物）		緑とふれあう施設拠点
	水と緑のネットワーク（レクリエーション）		緑化重点地区
	市街化区域		ゴルフ場
	水とみどりのふれあい軸		



◆緑地の種類



◆保全配慮地域

震生湖や湧水地、里地里山等が点在しているため、渋沢丘陵を保全配慮地区として検討します。

◆緑化重点地区

- 水無川北側の市役所周辺
- 秦野駅南部地区周辺
- 秦野市カルチャーパーク周辺

第4章 秦野市生物多様性地域戦略

◆生物多様性とは



地球上には、様々な環境に適応し進化した、多種多様な生物が存在しています。生物多様性とは、これらの生物には、一つひとつに個性があり、地球上に生きる全ての生物が、直接的または間接的に支え合い生きていることを意味しています。

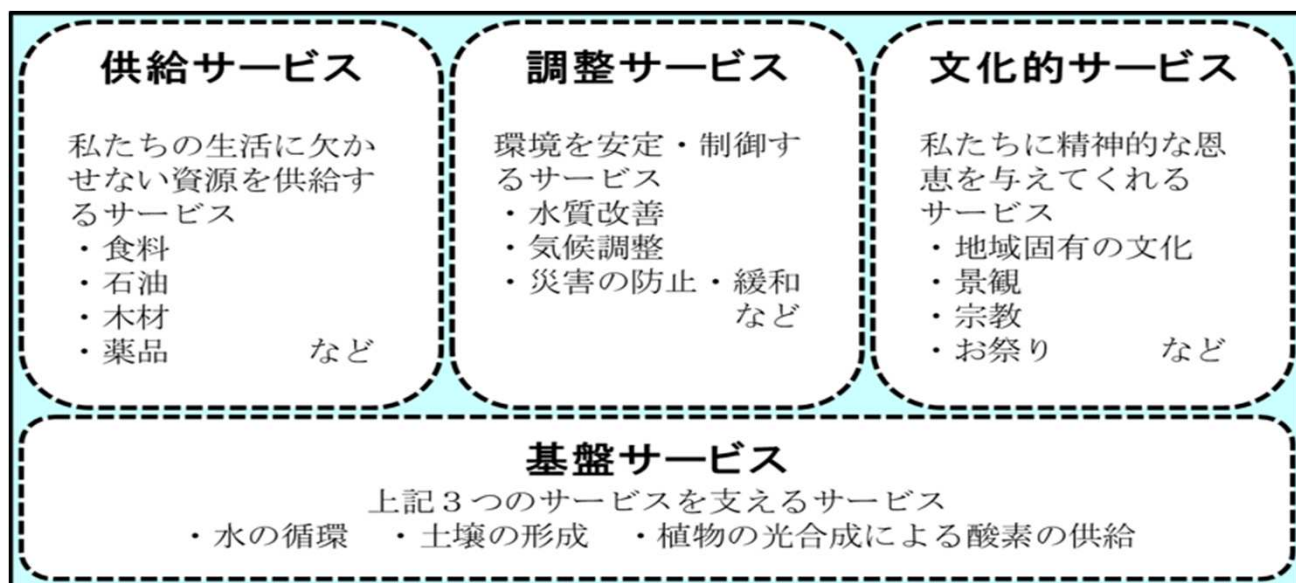
◆地域戦略の目的

私たちの生活は、生物多様性から多くの恩恵を受け成り立っていることを、一人ひとりが自覚し、環境問題について振り返るとともに、生物多様性の考えを社会に浸透させることを目的としています。

◆生態系サービス

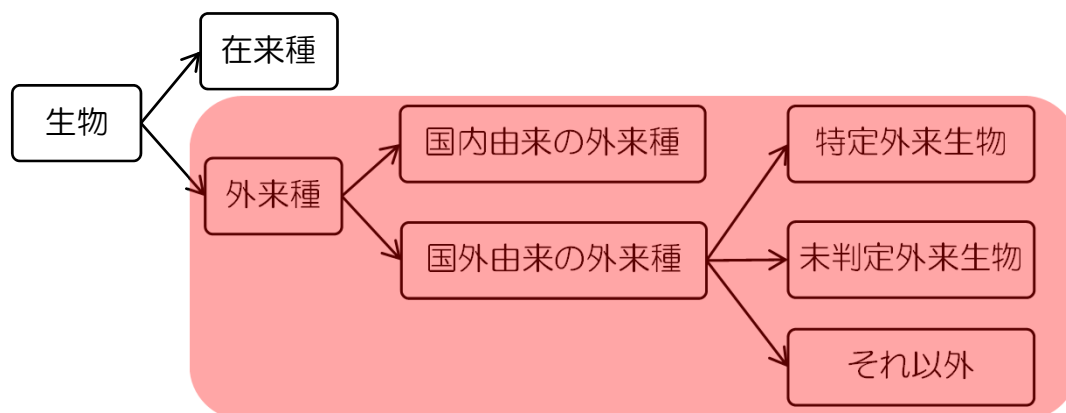
生物多様性が私たちに与えてくれる恩恵には、酸素や水、食料などがあります。この恩恵を「生態系サービス」として、4つに分類しています。

【生態系サービス】



◆外来種

在来種（本来の分布地域に生息していた生物）に対し、本来の分布地域に生息しないにも関わらず、人間の活動等により人為的に持ち込まれた生物のことです。



※「国内由来の外来種」

日本に分布地域があるが、本来の分布地域を超えて、国内の他の地域に入ってきた生物

※「国内外由来の外来種」

日本に分布地域がない生物

※「特定外来生物」

生態系等に被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあるとして、外来生物法によって規定された生物

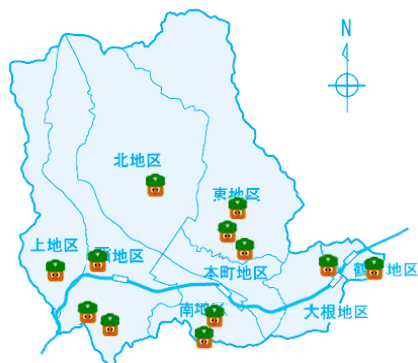
※「未判定外来生物」

生態系等に被害を及ぼす疑いがあるが、実態が分かっていない生物

◆生物調査（※は、調査場所を表しています。）

生物多様性を保全するには、どのような生物が生息しているのかを把握する必要があります。そのため、地域環境を代表する指標種を選定し、「水田」、「雑木林」、「公園・神社」、「河川」において、生物調査を実施しています。

「水田」



「雑木林」



「公園・神社」



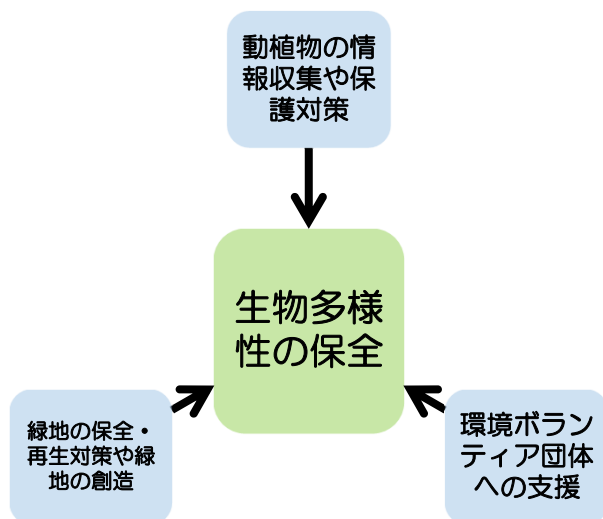
「河川」



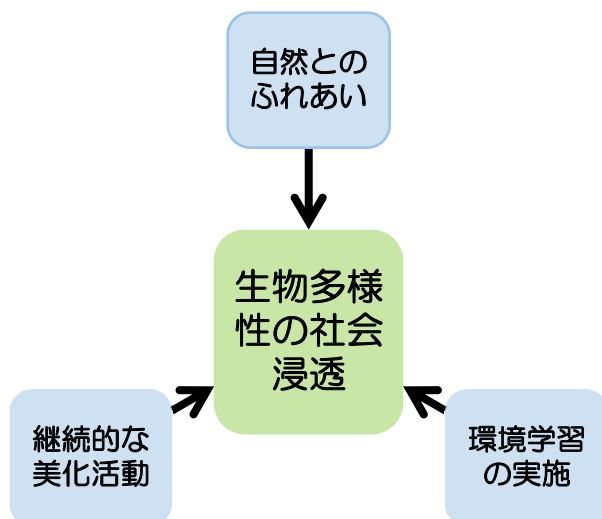
◆今後の取組み

本市の生物多様性を保全し、今後に伝えていくために、生物多様性の「保全」と「社会浸透」の取組みが必要です。

■生物多様性の保全



■生物多様性の社会浸透



第5章 計画の推進体制

◆計画の推進

都市公園や地域制緑地等の現状を把握し、生物調査を継続的に実施していきます。

◆計画の見直し

計画の進捗状況、今後の社会動向などにより、おおむね5年ごとを目安として、必要に応じて計画を見直します。

秦野市みどりの基本計画（概要版）

秦野市環境共生課

電話番号 0463-82-9618

F A X 0463-82-6256

メールアドレス k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp